

2020年3月4日号

## 国内外における新型コロナウイルスの影響まとめ（速報）

### はじめに

2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が発表され、その後相次いで大型イベントの開催自粛や小中高の閉鎖などの方針が発表される中、海外各国でも同感染症の影響が拡大しています。感染拡大に伴う国内の各種法律問題に加え、海外に子会社・関係会社を抱える企業からの問い合わせも増えているため、当事務所の海外オフィスと連携して速報ベースで各国の方針や影響拡大状況の概要につきお知らせ致します。なお、本ニュースレターは感染拡大が続く間、不定期に配信していきたくと思いますが、同感染症の拡大状況については日々状況が変化している中、本ニュースレターの内容がその後変更・更新されている可能性については十分ご留意の上参照ください。

### 国内（塩崎彰久弁護士：akihisa\_shiozaki@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：6人、感染者数：260人<sup>1</sup>（3月3日現在）

2月25日の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」公表以降、予定されていたイベントや催しを急遽中止する企業が増え、中止に伴う費用・損害等の負担が実務上の検討課題として浮上している。また、同月28日には法務省より、新型コロナウイルスの影響で定款上予定された時期に定時株主総会を開催できないとしても、状況解消後合理的期間内に開催すれば足りるとの考えが示されている。

また、小中高校の一斉閉校方針に伴い、子どもを抱える従業員への対応として、テレワークの導入、ワークシフト、休業補償などの平時と異なる労務上の対応も多くの企業で急務となっているほか、地域によっては海外出張の制限や自粛を取り入れている会社も増加している。

3月10日頃に政府の新たな緊急対策が発表される見通しであるなど、引き続き政府方針に注視が必要である。

### 主な政府発表

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針<sup>2</sup>」（対策本部・2月25日）
- ・「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ<sup>3</sup>」（内閣総理大臣・2月26日）
- ・「定時株主総会の開催について<sup>4</sup>」（法務省・2月28日）。
- ・「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）<sup>5</sup>」（厚生労働省・3月3日更新）

### 渡航情報

#### 1. 日本から外国への主な渡航制限（3月3日現在）

<sup>1</sup> ただし、クルーズ船（ダイヤモンド・プリンセス号）内の感染者706人を除く。

<sup>2</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf>

<sup>3</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00002.html)

<sup>4</sup> [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00021.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html)

<sup>5</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)

- ・中国：湖北省全域及び浙江省温州市にレベル3の感染症危険情報（渡航中止勧告）。それ以外の中国全域にレベル2の感染症危険情報（不要不急の渡航は止めてください）。
- ・韓国：慶尚北道（けいしょうほくどう）慶山（キョンサン）市、永川（ヨンチョン）市、漆谷（チルゴク）郡、義城（ウィソン）郡、星州（ソンジュ）郡及び軍威（グンウィ）郡並びに大邱（テグ）広域市及び慶尚北道清道（チヨンド）郡にレベル3の感染症危険情報（渡航中止勧告）。慶尚北道（慶山市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡及び清道郡を除く）にレベル2の感染症危険情報（不要不急の渡航は止めてください）。
- ・イタリア：ロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州にレベル2の感染症危険情報（不要不急の渡航は止めてください）。
- ・イラン：コム州・テヘラン州・ギーラーン州にレベル3の感染症危険情報（渡航中止勧告）。それ以外のイラン全域にレベル2の感染症危険情報（不要不急の渡航は止めてください）。

## 2. 外国から日本への渡航

中国の湖北省と浙江省及び韓国の大邱広域市及び慶尚北道清道郡における滞在歴がある外国人等について、日本への入国制限措置が実施されている。

### 中国（川合正倫弁護士：masanori\_kawai@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：2,943人、感染者数（累計）：80,151人（3月3日現在）

新型コロナウイルスの震源地である中国では国務院による春節期間の延長、各地方政府による事業再開の制限、公共交通機関の停止や駅・空港の閉鎖による移動制限等の各種の強力な感染拡大防止措置が講じられている。これらの措置の効果もあり新たな症例数は減少傾向にある。今後は、武漢が所在する湖北省（同省の累計死者数は2,834人、累計感染者数は67,217人）を除き事業再開の動きが活発化していくものと考えられる。他方で、海外からの感染流入を防ぐことが最重要任務と位置づけられており、日本を含む新型コロナウイルスの感染が拡大している国・地域からの入国に関して制限が強化されている。

### 主な政府発表

- ・中国国務院は2月18日付で、企業の社会保険料負担を一定期間減免するなどの措置を公表した。これを受け、人力資源・社会保障部は2月20日及び21日に社会保険料の企業負担分を一定期間減免する旨の通知を公表した。
- ・各地方政府も、企業の負担軽減等に関する方針を打ち出しており、例えば上海市政府は2月8日に「全力で感染症を防止・抑制し、企業の穏やかで健康な発展に向けた支援のための若干の措置」<sup>6</sup>を公表した。この措置は、(1) 企業が新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組むことへの支援、(2) 各種企業負担の軽減、(3) 企業に対する金融支援救済力の強化、(4) 企業の雇用の安定化のための支援、(5) 企業の操業再開の促進、(6) 企業向けサービスとビジネス環境の最適化をなどから構成される。

### 渡航情報

- ・中国の一部地域では日本や韓国からの入国者に対し、到着空港から当局の指定車両で居住地や指定ホテルに移送して14日間の隔離措置を義務づけるなど、海外からの渡航者に対する入国管理を厳格化する動きが広がっている。
- ・3月3日に上海市でも日本を含む新型コロナウイルス感染症が広がっている国・地域からの渡航者を対象に14日間の自宅又は指定施設での隔離措置が公表された。このため、3月3日以降に日本から上海に向かう場合には注意が必要な状況である。

### その他

- ・多くの企業で在宅勤務、また、学校ではオンライン授業が開始されておりパソコンやタブレットの需要が急増している。なお、上海日本人学校は当初3月末までとしていた臨時休校措置を延長し、小学部の授業再開を5月4日にするとしている。

<sup>6</sup> 上海市人民政府外事弁公室が日本語訳を掲載している。

<http://wsb.sh.gov.cn/wsb/node466/n993/n994/u1ai39349.html>

**米国（大久保涼弁護士：ryo\_okubo@noandt.com）**

**全体概況** 死亡者：6人（全員ワシントン州）、感染者数：60人（12州）（3月3日現在）

米国においては、ワシントン州、カリフォルニア州など西側を中心に市中感染による感染者が増えつつあったが、3月1日にはニューヨーク州やフロリダ州でも初の感染者が発表され、3月2日にはニューヨーク州で初の市中感染者が確認されるなど、各州や自治体で非常事態宣言が発令されている。買い物や外出の頻度を減らす動きも出ており、日本と同様、マスク、消毒液、薬、トイレットペーパー等を初めとする一部の物品の品薄状態も起こり始めている。また、ニューヨーク株式市場は、経済失速への警戒から3月24日の週に2008年のリーマン・ショック以降最大の株価急落に見舞われたが、3月2日には、FRB（連邦準備制度理事会）による早期の利下げへの期待に加え、日米欧主要7か国の財務相・中央銀行総裁の協調がはかられるのではという見方が広がって、過去最大の1日の値上がり幅を示すなど、株価は乱高下の傾向にある。

**主な政府発表**

- ・トランプ大統領による、更なる入国規制強化の方針示唆（3月2日）

**渡航情報**

- ・2月2日に米国政府は過去14日間に中国を訪問した外国人の入国を禁止。米国市民、グリーンカードホルダー、その家族等は入国は認められるが健康状態のモニタリングや14日までの隔離措置の対象になる。
- ・2月29日に米国政府は、過去14日間にイランを訪問した外国人の入国を禁止するとアナウンスした。
- ・CDC（米国疾病予防管理センター）は、以下の国への海外渡航について3月2日時点で以下の注意レベルを発表している。
  - レベル3（不必要な渡航を避けること）：中国、イラン、イタリア、韓国
  - レベル2（高度な注意をすること）：日本
  - レベル1（通常の注意をすること）：香港

**その他**

- ・市中の一般の病院における検査態勢については、検査キットについて不具合が判明し改良中であったことや検査プロセス上の問題等により、検査を行うことのできない病院が多く不十分であったが、3月2日の週から改良後のキットの配布が本格化し、検査できる機関も増えていることから、今後は検査が幅広く可能になり、それに伴い感染者の報告が増えることも予想される。

**シンガポール（福井信雄弁護士：nobuo\_fukui@noandt.com）**

**全体概況** 死亡者：0人、感染者数（累計）：110人（3月3日現在）

2月7日に感染指標に基づくリスクレベルが4段階の上から2番目のオレンジに引き上げられて以降、民間企業に対しては、大規模イベントの開催延期、職場での体温検査の実施、BCP（Business Continuity Plan）の策定等の感染拡大防止措置が政府から推奨され、多くの民間企業がそれに沿った対応を採っている。また中国全土からの入国制限を早々に決め、現在は韓国の一部地域への渡航歴がある外国人の入国も制限するなど、水際での感染予防措置も迅速に実施している。引き続き毎日数人単位での感染者は増えているものの、現状ほぼ100%感染経路を特定できており、小康状態が続いている。

**主な政府発表**

- ・保健省による Disease Outbreak Response System Condition (DORSCON) と呼ばれる感染指標に基づくリスクレベルのオレンジへの引き上げ（2月7日）

- ・人材省による企業向け社内での感染者が確認された場合の対応ガイドラインの策定（2月21日、同27日、同28日）
- ・人材省及び出入国管理局による自宅での経過観察措置に違反した外国人及び永住権保持者の国外退去処分（2月9日、2月26日）

#### 渡航情報

- ・中国及び韓国の大邱市、慶尚北道清道郡に渡航歴がある外国人の入国は禁止している。またこれらの地域に渡航歴のあるシンガポール人や就労ビザ保有者については、シンガポールに入国後14日間の自宅経過観察措置が義務づけられており、違反した場合には国外退去等の厳しい処分が科されている。
- ・加えて、3月4日23時59分以降、イラン、北イタリア、韓国に直近14日以内に渡航歴のある外国人の入国が禁止され、これらの地域に渡航歴のあるシンガポール人や就労ビザ保有者については、シンガポールに入国後14日間の自宅経過観察措置が義務づけられる。
- ・3月3日、イラン、北イタリア、韓国に加えて日本への渡航も自粛勧告が政府から出された。ただし、日本からシンガポールへの入国については現状制限されていない。

#### その他

- ・3月1日時点で日本人の感染者1人が確認されている。直近の日本への渡航歴はなく、シンガポール国内で感染したことが確認されている。

### インドネシア（福井信雄弁護士：nobuo\_fukui@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：0人、感染者数（累計）：2人（3月2日現在）

2月上旬には法務人権大臣令を制定して緊急措置として中国人及び中国への渡航歴のある外国人の入国禁止措置をとった結果、2月の1ヶ月間は感染者が確認されなかったが、3月に入り2人の感染者が確認された。空港での体温検査や健康カードの提出は求められるものの、それ以外にオフィス街等での目立った対応は行われていない。

#### 主な政府発表

- ・法務人権大臣令2020年第3号（2020年2月5日制定）に基づく中国人及び中国への渡航歴のある外国人へのビザ発給の一時停止
- ・ジョコウィ大統領によるインドネシア初の国内感染事例に関する声明（3月2日）

#### 渡航情報

- ・中国人及び中国に渡航歴がある外国人の入国は禁止している。
- ・日本への渡航及び日本からシンガポールへの入国については現状制限されていない。

### ベトナム（澤山啓伍弁護士：keigo\_sawayama@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：0人、感染者数：16人（全員治癒）

中国と国境を接して経済的結びつきも強いベトナムでは、当初から警戒を強めており、早期に中国とのフライトの運行停止、中国人への観光ビザの発給停止、旧正月明けからの全国の学校の休校、大規模イベントの完全中止、感染者が複数出た北部の村の隔離などの措置を執った。結果として2月14日以降新規の感染症例は確認されていない。

**主な政府発表**

- ・ COVID-19 を死亡比率が高く非常に危険な感染症であるグループ A の感染症に指定（2020 年 2 月 1 日付首相決定第 173/QD-TTg 号）。
- ・ 副首相を委員長とする COVID-19 対策国家指導委員会を設置。

**渡航情報**

- ・ 3 月 1 日現在、日本人や日本からの渡航者は入国制限措置等の対象にはなっていない。
- ・ 地域によっては、日本人の労働許可証の申請受理を拒否される事例が出ている模様。但し、労働・傷病兵・社会問題省は、在ベトナム日本国大使館に対して「中国や韓国の入国制限対象地域に過去の滞在履歴がない日本人については、通常どおり労働許可証の申請を受理し、発給業務を行っている」と回答したとのこと<sup>7</sup>。
- ・ ベトナム保健省は、感染が流行している中国、韓国、イタリア及びイランから入国するすべての者（対象国での乗継を経た入国を含む）に対し、医療申告と医療検疫を課し、状況に応じて医療施設、自宅等での隔離措置を取るとしている<sup>8</sup>。
- ・ 韓国人・イタリア人に対するビザ免除措置を一時停止。
- ・ 韓国からの旅客便はハノイ・ノイバイとホーチミン・タンソンニャットの両国際空港での受け入れを停止。

**その他**

- ・ ベトナムでは全国の小中高・幼稚園が旧正月明けから約 1 か月休校になっている。当局が再開に向けて保護者に意見聴取したところ、大半が休校措置の延長を希望しているとのことである。

**インド（山本匡弁護士：tadashi\_yamamoto@noandt.com）**

**全体概況** 死亡者：0 人、感染者数：6 人（3 月 3 日現在）

インドでは感染が確認されたのが 6 人であるが、3 人は既に回復し、退院しているとのことである。3 月 2 日に、デリー等新たな感染者が確認された（政府の公式発表では合計 5 人だが、6 人との報道がある。）。空港等での検疫を強化している。人口が多く、人口密集地も多いため、大規模な感染が懸念されている。

**主な政府発表**

- ・ 上記の他、サンプルテストで感染の疑いが高いケースが 6 件ある。
- ・ 中国、韓国、イラン及びイタリアへの渡航中止、並びにコロナウイルスの感染があった国への不急の渡航中止が勧告されている。

**渡航情報**

- ・ 3 月 3 日に、同日以前に日本、イタリア、イラン及び韓国の各国国民に発給されたビザは即時に失効することが公表された（既にインドに入国した者を除く。）。やむを得ない理由によりインドに入国する必要がある場合は、インド大使館又は領事館で新たなビザの発給を受ける必要がある。中国及び上記各国に 2 月 1 日以降に渡航した者のビザも即時に失効する。
- ・ 日本人の On-arrival Visa の発給が停止されている。

**その他**

- ・ 報道によると、財務省（Ministry of Finance）が、太陽光発電デベロッパーに対し、コロナウイルスによるサプライチェーンの混乱により、契約上の期限を遵守できなかったとしても、財務上の制裁を回避するため、不可抗力条項を発動することができることを公表したとのことである。

<sup>7</sup> [https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/Roudoukyoukashounohakkyunitsuite\\_022020.html](https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Roudoukyoukashounohakkyunitsuite_022020.html)

<sup>8</sup> [https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/corona0301.html](https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona0301.html)

**タイ（佐々木将平弁護士：shohei\_sasaki@noandt.com）**

**全体概況** 死亡者：1人、感染者数：43人（3月3日現在）

タイは中国外では比較的早くからまとまった数の感染者が出ていたが、その後の伸びは抑えられており、感染地域への渡航歴のある者の感染例が散見される状況となっている。

**主な政府発表**

- ・日本を含む感染例が多く見られる地域への渡航には、自粛要請が出ている。
- ・2月27日以降、保健省から、日本を含む感染例が多く見られる地域からの渡航者に対して、14日間の自宅等における症状の観察等の協力の要請が行われている。
- ・3月1日付で、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上に基づく危険伝染病として指定された。当該指定により、事業所の所有者や管理者は、感染の疑いのある者が出た場合には、3時間以内に当局に届け出る義務を負うこととなった。また、当局が、感染の疑いのある者に対する検査の命令、市場、飲食店、工場、公共集会施設、教育機関等の一時閉鎖等の措置を取ることが可能となった。

**渡航情報**

- ・中国や日本を含め、タイへの渡航は特段制限されていない。

**その他**

- ・日本への渡航歴のあるタイ人感染者が日本への渡航歴を当初申告していなかった事案が発生し、当該感染者の対応が問題視されている。検査等の場面で渡航歴等の照会があった場合には、正確な申告を行うことが望ましい。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

## [執筆者]

**大久保 涼** (弁護士・パートナー)

ryo\_okubo@noandt.com

ニューヨーク・オフィス共同代表。2006年にThe University of Chicago Law SchoolにてLL.M.取得。2007年ニューヨーク州弁護士登録。2006年～2008年にRopes & Gray LLP (ボストンオフィス及びニューヨークオフィス)に勤務。2018以降ニューヨーク・オフィス共同代表を務める。主に日米クロスボーダーのプライベート・エクイティ、M&A、買収ファイナンス、証券法、宇宙ビジネスを中心にアドバイスを行っている。

**塩崎 彰久** (弁護士・パートナー)

akihisa\_shiozaki@noandt.com

危機管理・不祥事対応チーム。国際的リコール案件、大型会計粉飾事件、増資インサイダー事件、大相撲八百長調査、円LIBOR金利不正操作事件、食品偽装事件、大型製薬調査案件等々国内外の数多くの企業不祥事の解決に携わる。2006年から2007年まで首相官邸勤務。第一東京弁護士会・民暴委員会副委員長。

**福井 信雄** (弁護士・パートナー)

nobuo\_fukui@noandt.com

シンガポール・オフィス代表。2010年から3年間インドネシアの現地法律事務所にて執務後、2013年から現在に至るまでシンガポールを拠点に日本企業の東南アジア進出に伴う法務面の支援を行っている。特にインドネシア法務には直近10年間従事し続けており、日本企業と現地企業とのM&A取引や不動産開発プロジェクト等の大型進出案件や、現地子会社の不祥事調査、贈収賄関連のコンプライアンス問題、労務、競争法等の企業法務の分野に関して豊富な経験を有する。

**山本 匡** (弁護士・パートナー)

tadashi\_yamamoto@noandt.com

2009年から14年にかけてインドにて勤務(マルチスズキ社・現地法律事務所・日系証券会社)。2014年から17年、長島・大野・常松法律事務所シンガポール・オフィス勤務を経て東京オフィスにて勤務。インドを中心とする新興国案件を中心にアドバイスを行っている。

**川合 正倫** (弁護士・パートナー)

masanori\_kawai@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所上海オフィス一般代表。2011年中国上海に赴任し、2012年から2014年9月まで中倫律師事務所上海オフィスに勤務。上海赴任前は、主にM&A、株主総会等のコーポレート業務に従事。上海においては、分野を問わず日系企業に関連する法律業務を広く取り扱っている。

**澤山 啓伍** (弁護士・パートナー)

keigo\_sawayama@noandt.com

ハノイ・オフィス代表。2011年以来ベトナム・ハノイを拠点として執務しており、ベトナム及び周辺国への日系企業の事業進出や現地企業の買収、インフラ投資案件、既進出企業の現地でのオペレーションに伴う法務(事業拡大のための法令調査、紛争、労務、取引契約レビュー等)を中心にアドバイスを行っている。



**佐々木 将平**（弁護士・パートナー）

shohei\_sasaki@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所パートナー／バンコクオフィス代表。2005年東京大学法学部卒業。2011年 University of Southern California Gould School of Law 卒業（LL.M.）。日本企業の東南アジアへの進出、現地企業の買収案件及び在タイ日系企業の企業法務全般にわたる支援を行っている。

**丸田 颯人**（弁護士）

hayato\_maruta@noandt.com

2019年長島・大野・常松法律事務所入所。主に、危機管理・企業不祥事対応、コンプライアンス等を取り扱っている。

長島・大野・常松 法律事務所

[www.noandt.com](http://www.noandt.com)

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: [info@noandt.com](mailto:info@noandt.com)



長島・大野・常松法律事務所は、約500名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガル・サービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Client Alertの配信登録を希望される場合には、<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<[client-alert@noandt.com](mailto:client-alert@noandt.com)>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所から其他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。